

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲賀市長 岩永 裕貴

市町村名 (市町村コード)	甲賀市甲南地区 (252093)	
地域名 (地域内農業集落名)	杉谷南 (南出、里出)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 2月13日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農家は65歳以上であり、1専業農家及び兼業任意農業組合が集落内農地の65%の農地を耕作しており、一定の地域内における農地集約が進んでいるものの、後継者不在の中で将来の営農維持が課題となっており、約14%の農地を地区外の2法人と1認定農業者に耕作依頼している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培を主要作物とし、畑作による地場野菜の栽培に努め、当面は、地域内農家の現状耕作維持を目標とし、健康面等から離農された場合は農地の集約化を図ることとするものの、現農家の規模拡大にも限界があるため、入作されている法人等への耕作依頼等も行い、農地の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	20.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手となる2農家を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農農家の耕作地については、農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
一定の基盤整備は完了しており、現農業施設の更新維持に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内農家による集約を基本とし、地域外からの多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化と効果が期待できる共同防除作業は、改良組合を中心に共同作業での実施に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
②環境こだわり農業を推進する				